

G-Station Manager 等サービス利用規約改定のご案内

2025 年 3 月 31 日より利用規約を改定します。

<改定内容>

サービス利用料と有料充電サービス提供内容の条項を改定します。

- ・ 第 8 条 3 項、第 12 条 2 項・3 項、第 26 条、第 29 条

G-Station Manager 等サービス利用規約

本規約は、本申込書により、G-Station その他電気自動車用充電器（以下「充電器」といいます。）の使用に係るサービスを申し込んだ申込者とトヨタコネクティッド株式会社（以下「弊社」といいます。）との間における G-Station Manager 等の使用に係るサービスに関する一切の事項について、適用されます。

第 1 章 総論

（サービス規約等の適用範囲及び変更）

- 第 1 条 本規約に付随、関連する諸規定は、この「G-Station Manager 等サービス利用規約」その他付属の規約（以下合わせて単に「サービス規約」といいます。）の一部を構成するものとしします。
- 2 弊社は、個別の登録設置者（次条で定義します。）と合意することなく、サービス規約を変更（サービス規約を補充する諸規定の追加を含みます。）することができるものとしします。この場合、登録設置者に対し、サービス規約を変更する旨および変更後のサービス規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとしします。
- 3 前項の周知は、当該効力発生日の 7 日前までに、下記のアドレスのウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）に掲載することにより行うものとしします。

記

【URL】 <http://www.toyotaconnected.co.jp/G-Station/pdf/kiyaku.pdf>

- 4 本規約と第 1 項の諸規定の内容が異なるときは、諸規定の内容が優先して適用されます。

（定義）

- 第 2 条 サービス規約において、次の用語はそれぞれ以下に定める意味で、用いられるものとしします。
- （1）登録設置者

申込者のうち、サービス規約所定の手続きに従って、登録設置者向けサービスを受けるための登録を申し込み、弊社がこれを承諾した者

(2) 登録設置者向けサービス

弊社が登録設置者に対して、サービス規約に基づき提供するサービス

(3) 登録設置者用サイト

登録設置者が登録設置者向けサービスの一部又は全部を受けるためにアクセスする各登録設置者固有のウェブサイト

(4) 登録設置者用ID等

登録設置者が、登録設置者用サイトにアクセスするのに必要なID及びパスワード

(5) 会員

充電器利用に係るサービスの会員規約を承諾し、所定の手続きに従って弊社へ会員登録を申し込み、弊社がこれを承諾した者

(6) 充電サービス

G - S t a t i o nその他の電気自動車用充電器のコネクタに適合する電気自動車等の電気挿入口に接続して電気自動車等を充電する、登録設置者提供のサービス

(7) 有料充電サービス

充電サービスのうち、会員に有料で提供されるサービス

(8) eMP

株式会社 e - M o b i l i t y P o w e r

(9) eMP設置加盟・提携店契約

登録設置者が所有又は使用権原を有する本件充電器をeMPに独占的に利用させること等に関して合意し定めた、登録設置者とeMPとの間で締結する契約

(10) 認証プロバイダー非会員料金徴収契約

登録設置者保有の充電器にかかるeMPビジター会員からの利用料金の徴収方法等について弊社及びeMPの役割を定めた、弊社とeMPとの間の契約

(11) eMP加盟契約者

eMPと充電器設置加盟店となる契約を締結した登録設置者

(12) eMP提携契約者

eMPと充電器設置提携店となる契約を締結した登録設置者

(13) 非eMP登録設置者

eMP加盟契約者でもなく、eMP提携契約者でもない登録設置者

(14) ビジター会員

充電サービスを利用する都度、充電サービスの利用契約を登録設置者又はeMPと締結する者

(15) 年度

4月1日から翌年3月31日の1年間

第2章 登録設置者の申込み

(登録設置者の申込み)

- 第3条 登録設置者となるためには、弊社所定の申込用紙に必要事項を記入し、当該申込書及びサービス規約に定める条件に同意した上でこれを自ら弊社に提出する必要があります。
- 2 前項の申込みを弊社が承諾した時点で登録設置者向けサービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

(登録設置者において準備が必要なその他の事項)

- 第4条 登録設置者が、登録設置者向けサービスを受けるためには、インターネットに接続可能なパソコン等の弊社が別途指定するデバイス（以下単に「デバイス」といいます。）を準備する必要があります、これを契約期間中維持しない場合には、登録設置者向けサービスの全部又は一部を受けることができません。
- 2 登録設置者が、登録設置者向けサービスを受けるためには、通信可能な電子メールアドレスを準備してこれを弊社に届け出る必要があります、この電子メールアドレスを契約期間中維持しない場合には、登録設置者向けサービスの全部又は一部を受けることができません。

(登録申込みの拒否)

- 第5条 弊社は、登録設置者の申込者が次のいずれかに該当する場合、登録設置者としての登録を承諾しません。ただし、弊社が特に認めた場合を除きます。
- (1) 個人利用（個人が事業以外で利用する行為）を目的とする場合
- (2) 弊社が求める登録設置者の申込みに必要な事項（個人情報を含みます。）を、申込用紙に記入しない場合、若しくは記入に虚偽、誤記又は漏れがあることが判明した場合
- (3) サービス規約違反などにより登録設置者としての登録が取り消されたことがあることが判明した場合
- (4) 反社会的勢力又はそのおそれがあることが判明した場合
- (5) 弊社が、登録設置者としてふさわしくないと判断した場合

第3章 登録設置者向けサービスに関する事項

(登録設置者向けサービスの提供)

- 第6条 弊社は、登録設置者に対して有料で、別表に記載の登録設置者向けサービスを提供するものとし、登録設置者は、弊社の定める方法に従い、登録設置者向けサービスを利用するものとします。

(登録設置者向けサービスの提供方法)

- 第7条 前条記載の登録設置者向けサービスは、その契約期間中、24時間365日提供されるものとし、ただし、サービス規約所定の事由により一時中断することがあります。
- 2 登録設置者は、弊社指定のネットワーク環境がない場合又は指定ネットワーク環境への接続が困難な場合、携帯通信(4G/LTE)を使用するものとし、なお、登録設置者は、弊社所定の通信費を支払うものとし、

(登録設置者向けサービスの利用の対価)

- 第8条 登録設置者は、登録設置者向けサービスの利用の対価(以下「サービス料金」といいます。)として、弊社に対して、予め届け出て承認を受けた方法により、本申込書で定めた充電器1台当たりのサービス料金に、充電器の使用台数を乗じた額を支払わなければなりません。なお、サービス料金にかかる各種税法の定める税率は、税法の改定により変動した時は、変動後の税率に自動改定されるものとし、なお、サービス料金は、弊社の特段の指定がない限り、当該充電器の設置検収が完了した日の属する月の翌月1日から発生するものとし、
- 2 登録設置者は、弊社が委託若しくは再委託した会社が、弊社に代わってサービス料金を集金する場合があることを承諾するものとし、
- 3 本条第1項のサービス料金の支払方法は、月払いと年額(一括)払いの中から申込書で定めるものとし、なお、本契約の契約期間は支払方法にかかわらず1年間となります。(ただし、契約初年度は設置検収月翌月1日から当該年度末までとし、)
- 4 サービス料金は、年額(一括)払いの場合は毎年5月末日に、月払いの場合は当月末締翌月の請求に従い、翌月末日までに支払われるものとし、
- 5 登録設置者は、弊社所定の手続きにより、支払方法の変更をすることができるものとし、
- 6 登録設置者と収納代行会社又は金融機関などとの間で紛争が発生した場合は、各々該当する当事者間で解決するものとし、弊社には一切の責任はないものとし、

(遅延損害金)

- 第9条 登録設置者は、サービス料金の支払いに関して、弊社の指定する支払期日を経過してもなお支払いが行われない場合は、支払期日の翌日から支払い日までの日数について、年14.6パーセント(1年を365日とする日割計算によります。)の割合で計算して得た金額を、遅延損害金として支払うものとし、

(登録設置者向けサービス等に関する責任)

- 第10条 登録設置者又は登録設置者用ID等を使用した者(登録設置者の役員、従業員を含みますが、これらに限られません。以下本条において登録設置者と合わせて「登録設置者

等」といいます。)が登録設置者向けサービスを受けるにあたり、又は充電サービスを行うにあたり、登録設置者等自身又は第三者に対して生じた損害について、弊社は責任を負いません。

- 2 登録設置者は、登録設置者等が登録設置者向けサービスを受けるにあたり、又は充電サービスを行うにあたり、第三者に対して故意又は過失により損害を与える行為をした場合には、損害を被った者に対して賠償責任を負います。
- 3 万が一、登録設置者等による前項の行為に起因して、弊社が自ら又は第三者の判断に基づき損害賠償を履行した場合には、弊社は登録設置者に対してこれを求償することができます。

第4章 その他の事項

(登録設置者向けサービスの利用)

第11条 登録設置者は、登録設置者向けサービスを登録設置者のみ利用することができ、第三者にこれを利用させることはできません。ただし、弊社が特に認めたもの(以下「許諾者」といいます。)に限り利用することができます。登録設置者は許諾者に対しサービス規約を遵守させるものとし、当該規約を違反したことにより発生した一切の損害について賠償する責めを負うものとしします。

- 2 前項にかかわらず、登録設置者は、自己の役員及び従業員に前項のサービスを利用させることができます。ただし、これらの者による行為の責任は、登録設置者が全て負うものとしします。

(登録設置者による有料充電サービスの提供)

第12条 登録設置者は、登録設置者向けサービスを利用して、(a) 非eMP登録設置者である場合には当該充電器を認証可能なカード会員及びビジター会員に対し、(b) eMP提携契約者である場合にはビジター会員に対し、弊社が定める方法により、有料充電サービスを提供することができます。なお、登録設置者は、本項に定める者の有料充電サービスの利用料金の設定を、弊社が登録設置者用サイトにおいて指定する範囲及び方法で変更することができるものとしします。

- 2 弊社は、1項に基づきカード会員が登録設置者の有料充電サービスを利用した実績を管理し、充電器の使用実績に基づき、カード会員から回収した当月分の有料充電サービスの利用料金から弊社の定める代金回収手数料(利用料金に20%を乗じた額。1円未満は切り捨て。消費税別)、を控除した額の合計額(翌々月分の充電器の使用実績)を、毎月月末に別途定めた登録設置者の口座へ振込むものとしします。なお、その際に支払通知書を発行し、振込手数料は弊社負担としします。
- 3 弊社は、1項に基づきビジター会員が登録設置者の有料充電サービスを利用した実績を管理し、充電器の使用実績に基づき、ビジター会員から回収した当月分の有料充電サー

ビスの利用料金から弊社の定める代金回収手数料(利用料金に20%を乗じた額。1円未満は切り捨て。消費税別)、を控除した額の合計額(前年の4月1日から当年の3月末日までの期間の合計額)を、毎年6月末日に別途定めた登録設置者の口座へ振込むものとします。なお、その際に支払通知書を発行し、振込手数料は弊社負担とします。

- 4 登録設置者は、支払通知書を受領後、記載された利用料金に誤り等があった場合、7日以内に弊社に連絡をするものとします。登録設置者が連絡なく7日を徒過した場合、当該書面に記載された金額を承諾したものとします。
- 5 弊社は、登録設置者が弊社に対して支払うべきサービス料金その他の一切の債務を、その履行期が未到来の場合においても、何らの通知を行うことなく、弊社が登録設置者に支払うべき本条第2項・3項の利用料金(代金回収手数料を控除後の金額。また、当月分のみならず、それより前及びそれより後の利用料金も含まれます。)と相殺することができます。

(eMPによる有料充電サービスとの関係)

- 第13条 登録設置者は、(a) eMP加盟契約者である場合、又は(b) eMP提携契約者であつて、カード会員が充電サービスの利用を希望する場合には、「充電器設置加盟・提携店契約」に基づき、eMPが、登録設置者の充電器において認証可能なカード会員又はそのビジター会員に対し、eMPが別途定める方法により当該充電器を用いて有料充電サービスを提供することを承諾するものとします。
- 2 前項の場合、充電器の利用実績管理及び利用料金の回収業務及び登録設置者に対する費用の支払いについては、「充電器設置加盟・提携店契約」又は「認証プロバイダー非会員料金徴収契約」に基づき、その一切をeMPが行うものとします。なお、登録設置者は、弊社の故意又は重過失によるものを除き、登録設置者とeMPとの間で発生した如何なる紛争、事故その他のトラブルについて、弊社がその責任を負わないことを予め承諾します。

(登録設置者用ID等の管理責任)

- 第14条 登録設置者は、責任を持って自己の登録設置者用ID等の管理をするものとし、これを使用してなされた一切の行為及びその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。
- 2 登録設置者は、自己の登録設置者用ID等を第三者に貸与、又は使用させることはできないものとします。万が一、これが第三者に使用されたことにより登録設置者が損害を被った場合であっても、その原因を問わず、弊社は一切の責任を負いません。
 - 3 登録設置者は、他の登録設置者の登録設置者用ID等を使用して登録設置者向けサービスを利用することはできないものとします。万が一、登録設置者が他の登録設置者の登録設置者用ID等を使用して登録設置者向けサービスを利用した場合、登録設置者はそれによって生じた一切の損害を直ちに賠償するほか、発生した一切の紛争をその責任と

負担において解決するものとします。

- 4 登録設置者は、登録設置者向けサービス又は充電サービスを通じて入手した会員の個人情報等を厳重に管理する責任があり、契約期間中及び契約終了後も、第三者に開示・漏えいしたり、本来の目的外に使用しません。万が一、この違反により会員等に生じた損害や会員等からのクレームについては、登録設置者が自ら責任を負い、弊社は一切責任を負いません。

(変更の届出)

第15条 登録設置者は、弊社への届出内容に変更があった場合には、弊社に対し速やかに所定の変更届出を行うものとします。変更の届出を怠ったことにより、登録設置者、弊社、第三者に損害が発生した場合、登録設置者が全ての責任を負うものとします。

(登録設置者向けサービス内容の変更及び終了)

第16条 弊社は、サービス規約に定める方法により、登録設置者向けサービスの内容を自由に追加、変更、廃止し、又は終了させることができます。

(登録設置者向けサービスの一時中断)

第17条 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、登録設置者へ通知することなく、登録設置者向けサービスの提供を一時的に中断することがあります。

- (1) 登録設置者向けサービスのサーバー等のシステム保守を定期的に、又は緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電などにより登録設置者向けサービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により登録設置者向けサービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議などにより登録設置者向けサービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 通信サービスが停止された場合
 - (6) 充電器とセンターとの通信環境が不安定な場合
 - (7) 登録設置者のデバイスの使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合
 - (8) その他、運用上又は技術上、弊社が登録設置者向けサービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合
- 2 登録設置者は、自らの都合により、弊社の定める様式に従って、登録設置者向けサービスの一時中断及び再開を申し出ることができるものとします。但し、契約期間内における一時中断については、契約期間内のサービス料金は返還しません。
 - 3 登録設置者向けサービスの一時中断後に再開する場合は、弊社が別途定める再開手数料を、弊社の請求に従って支払うものとします。

(権利義務の譲渡禁止)

第18条 登録設置者は、登録設置者の地位その他サービス規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

(贈収賄の禁止)

第19条 登録設置者は、国内外で適用される贈収賄禁止規定を遵守するものとします。

2 登録設置者は、営業又は営業上の便宜を、獲得又は維持することを目的として、直接又は間接に次に定める事項を行うことはできません。

(1) 第三者に不正行為を行わせるために、金銭その他の利益若しくは便益の提供、提供の約束、又は提供の申し出を行う（以下「金銭の提供等」といいます。）こと。

(2) 公務員その他これに準ずる者に影響を与えるために、金銭の提供等を行うこと。

(3) その他、前二号に準ずる行為を行うこと。

(公正な取引の確保)

第20条 登録設置者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、その他国内外の競争法令を遵守することにより、公正かつ自由な競争を確保するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第21条 登録設置者は、現在及び将来にわたって、自己、自己の役員、自己の支配的株主、又は自己の代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他暴力団若しくは暴力団員を不当に利用する者、暴力、威力若しくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者、又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを表明しこれを確約するものとします。

(輸出関連)

第22条 登録設置者は、本契約に関連して弊社から提供を受ける物品、情報等（以下「提供物等」といいます。）が、我が国及び他国の輸出規制（我が国の外国為替及び外国貿易法及びこれに関する省令を含み、以下「輸出規制」といいます。）の対象となる可能性があることを確認し、これら輸出規制を遵守するとともに、輸出規制により要求される手続を、自己の費用と責任において履践することを誓約するものとします。

2 登録設置者は、提供物等を、本契約の定めに従った民生用途に限り、使用することができるものとし、大量破壊兵器（核兵器、化学兵器、生物兵器など）又は通常兵器の設計、開発、生産又は貯蔵の目的で使用してはならず、これらの目的を有するおそれがあると合理的に判断できる個人又は法人には、直接、間接を問わず、提供してはならないものとします。

(登録設置者向けサービスに含まれる情報の利用目的)

第23条 登録設置者は、登録設置者向けサービスに含まれるコンテンツ等の著作権その他の知的財産権が法令又は条約で保護されていることを認識したうえで、著作権者その他の知的財産権の権利者（以下「著作権者等」といいます。）の承諾を得ることなく、登録設置者向けサービスを通じて入手したいかなる情報も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても登録設置者向けサービスの利用以外の目的で利用することはできないものとします。

- 2 登録設置者は、著作権者等の承諾を得ることなく、登録設置者向けサービスを通じて入手したいかなる情報も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても第三者をして使用させ、又は公開することはできないものとします。

(個人情報の取扱い)

第24条 サービス規約で個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）、又は個人識別符号が含まれるものをいいます。

- 2 弊社は、本条第4項で定める目的のために、次の各号で定める情報に含まれる、登録設置者の個人情報を取得します。

- (1) 登録設置者としての登録申込みにあたり、登録設置者が弊社に提供した情報
- (2) 登録設置者としての登録後に、登録内容の変更、追加その他の目的で、登録設置者が弊社に提供した情報
- (3) 登録設置者の登録設置者向けサービスの利用状況及びその履歴に関する情報

- 3 登録設置者は、前項第3号の情報に含まれる登録設置者の個人情報を、弊社が登録設置者から取得するほかに、会員から取得することに同意します。

- 4 弊社は、登録設置者の個人情報を安全に管理し、次の目的のために個人情報を利用できるものとし、登録設置者はこれに同意します。

- (1) 充電器稼働監視のための個人認証
- (2) 充電器利用状況把握のための個人認証
- (3) 充電器の各種管理のための個人認証
- (4) 有料充電サービス料金の集金代行業務
- (5) サービス規約の履行に必要な行為の実施
- (6) 弊社から登録設置者へのお知らせその他各種連絡
- (7) 充電器若しくは弊社が実施する充電器以外の物又はサービスの宣伝広告
- (8) 商品・サービスの企画・開発等あるいはお客様満足度向上策等の検討のための調査

- 5 弊社は、弊社の提供する登録設置者向けサービスその他サービス規約に基づく業務をコールセンター運営会社等の第三者に委託することがあります。弊社が当該委託先に対

し、登録設置者が登録設置者向けサービスを利用するにあたり必要な個人情報を開示する場合、当該委託先における個人情報の安全な管理について責任をもって監督し、個人情報の漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。

- 6 弊社は、登録設置者、会員又は第三者の権利又は法律上保護されるべき利益を保護するために必要と判断する場合、弊社が従うべき法的義務のために必要がある場合は、登録設置者の個人情報を開示することがあり、登録設置者はあらかじめこれを承諾します。
- 7 登録設置者は、弊社が取得した登録設置者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより弊社に対して開示するよう請求することができるものとします。万が一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、速やかに訂正又は削除に応じます。
- 8 登録設置者の個人情報に関するお問い合わせについては、以下のG-Stationサポートセンターまでご連絡ください。

【G-Stationサポートセンター】 TEL 0561-57-6888
(24時間 年中無休)

- 9 弊社における個人情報保護管理者は次に記載します。

【個人情報保護管理者】 G-Station事業担当部門長
〒460-0003
名古屋市中区錦一丁目11番11号
名古屋インターシティ14階
TEL 052-219-6700
URL : <https://www.toyotaconnected.co.jp/>

(登録設置者としての資格の取消し)

第25条 弊社は、登録設置者が次の各号のいずれかに該当する場合、登録設置者に通知又は催告することなく、登録設置者としての登録を取り消すことができるものとします。この場合において、登録設置者は、弊社に対する債務があるときは、その全額をただちに支払うものとします。なお、既に支払われた金員の払戻しは一切行いません。

- (1) 登録設置者としての登録後に、第5条各号の拒否事由に該当することが判明した場合
- (2) 登録設置者がサービス規約に違反した場合
- (3) 登録設置者が登録設置者向けサービスの利用にあたり弊社に対して損害を与えた場合
- (4) 登録設置者が登録設置者向けサービスの運営を妨害した場合
- (5) 弊社に対して虚偽の申告をした場合
- (6) その他、弊社が登録設置者として不相当と判断した場合

(登録設置者による登録終了申出)

第26条 登録設置者は、登録終了を希望する場合、弊社へ速やかに所定の解約届出を行うものとします。終了の効力は、弊社に解約届出が到達した日の属する年度末をもって生じるものとします。年度途中で解約届出を行ったとしても、月払いの場合は契約期間終了までにかかるサービス料金の請求を継続し、年額（一括）払いの場合は既に支払われた金額を返還しないものとします。

- 2 解約届出時点で、契約期間が残っている場合、登録設置者は、残存期間のサービス料金を弊社に対し支払うものとします。
- 3 本条第1項に従い解約届出をした登録設置者は、契約終了日時点で弊社に対する債務がある場合にはその全額をただちに支払うものとします。
- 4 解約届出を怠ったことにより、登録設置者、弊社、第三者に損害が発生した場合、登録設置者が一切の責任を負うものとします。

(損害賠償等)

第27条 登録設置者は、登録設置者向けサービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と負担をもって解決し、弊社には一切の迷惑をかけないものとします。

- 2 登録設置者がサービス規約に違反した行為、又は不正若しくは違法な行為によって弊社に損害を与えた場合、弊社は当該登録設置者に対して損害賠償を請求することができます。

(非保証及び免責等)

第28条 弊社は、登録設置者による登録設置者向けサービスの利用又はこれらのサービス提供に関する有用性若しくは正確性についていかなる保証もせず、その内容、遅延又は中断などにより発生した登録設置者の損害に対して、いかなる責任も負いません。

- 2 弊社が登録設置者向けサービスの一部につき、変更又は廃止した場合、これらの変更又は廃止に関して、弊社は何らの義務も責任も負いません。
- 3 弊社は、登録設置者向けサービスの提供にあたり、第三者が登録設置者に与えた損害について、何らの義務も責任も負いません。
- 4 登録設置者向けサービスの提供に関連して、登録設置者と第三者との間で紛争が生じた場合は、登録設置者と当該第三者との間で解決するものとし、登録設置者は、弊社に何らの請求又は苦情を申し立てないものとします。
- 5 弊社がサービス規約に違反して登録設置者に損害を与えた場合における賠償は、弊社の故意又は重大な過失がある場合にのみ行い、その賠償額は、登録設置者から受領済（最大で損害の発生した月から遡って12か月分）のサービス料金を上限とします。

(期間)

第29条 本契約の契約期間は、初年度は検収月翌月1日から年度末までとし、期間満了60日前までに弊社又は登録設置者のいずれか一方が別段の意思表示をしない場合には、さらに1年間の年度契約として更新されるものとし、以後も同様とします。

(準拠法及び専属的合意管轄裁判所)

第30条 サービス規約は、日本法に従って解釈するものとします。また、サービス規約に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(付則)

2025年3月31日 改定施行

(別表)

1. 登録設置者向けサービス内容

※本サイトで掲載された内容と異なる場合は、本サイトが優先します。

充電スタンド稼働監視	登録設置者の充電器の状態情報を弊社が監視し、登録設置者は自身のデバイスを通じて同状態情報を把握することができるサービス ※「状態情報」とは、充電器本体が正常に稼働している状態であるかや、充電器とセンター間のネットワークが正常に通信できる状態であるかをいいます。
認証サービス	充電器とセンター間で連携（セキュリティ有り）し、充電器利用時の利用者認証を行うサービス
認証及びアプリケーションセンター保守	認証及びアプリケーションを 24 時間 365 日稼働させる為のセンター保守サービス
リモートメンテナンス	充電器に組み込まれたソフトウェアのアップデートファイルを充電器に配信するメンテナンスサービス
アプリケーション提供	登録設置者が充電器の利用状況等を確認できるほか、カレンダー設定等を可能なアプリケーションを提供する。
サポートセンター	登録設置者向けサービスに関する質問、問合せについて、コールセンターにおいてオペレーターにより対応するサービス